

ルール1：建築物の用途の制限

ルールの内容

3戸以上の重層長屋の建築を禁止

※ただし、当該規定が定められた際に、3戸以上の重層長屋がある敷地については、その重層長屋の戸数、階数、建築面積及び延床面積を上限に再築が可能です。



対象：全域

ルールの目的

長屋では敷地形状、接道状況などにより、火災時における避難・救助・消火活動等が円滑に行われない可能性があるため、特にリスクの高い3戸以上の重層長屋を規制するものです。



(注) 地区計画が定められた後に建築する建築物が制限の対象となります。
既に建てられている、又は建築中の3戸以上の重層長屋を制限するものではありません。

ルール1：建築物の用途の制限

共同住宅とは…

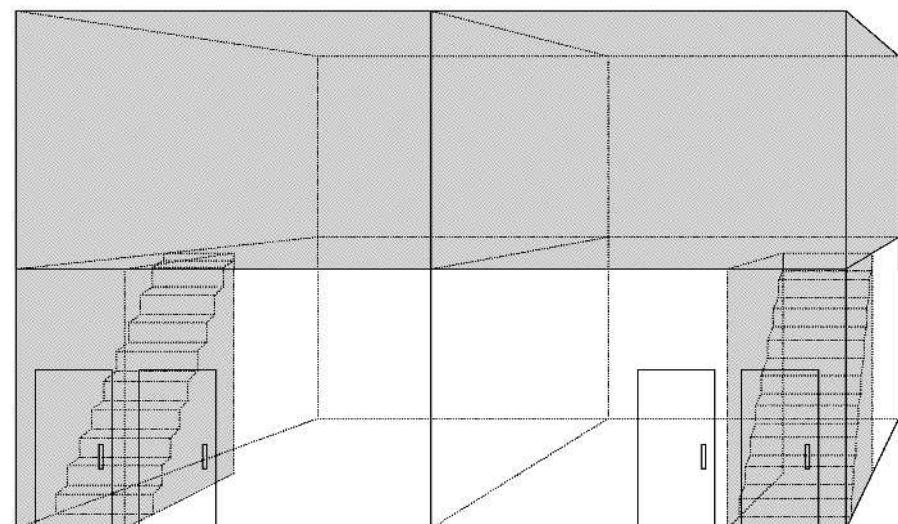
- 一つの建物の中に複数の世帯が独立して居住できる住戸が集まっている住宅
- 廊下、階段、エレベーター、エントランスなどの共用部分がある

長屋とは…

- 複数の住戸が隣接して建てられ、各住戸が壁を共有している集合住宅のこと
- 共同住宅とは異なり、廊下や階段などの共用部分がなく、各住戸が独立した玄関から直接外に出られる構造
- 「テラスハウス」や「タウンハウス」と呼ばれるものは長屋に分類

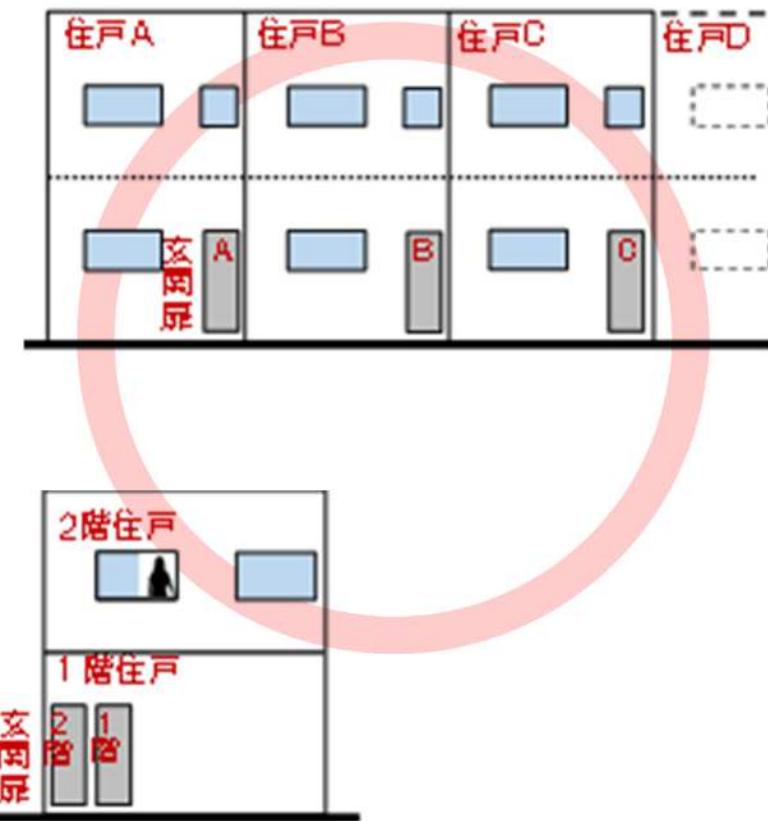
重層長屋とは…

- 長屋形式のうち、上下に住戸が重なっているもの



ルール1:建築物の用途の制限

建築可能な場合



建築不可能な場合

